

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和8年 6月 25日 山口県知事 様 提出者 住 所 広島市中区立町2-23 氏 名 東亜建設工業株式会社中国支店 執行役員支店長 城村 真哉 電話番号 082-247-6326 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	東亜建設工業株式会社中国支店
事業場の所在地	広島市中区立町2-23
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	前年度中国支店元請完成工事高 16,456,000,000円
③ 従業員数	166名 (中国支店 R8.4.1現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場 (産業廃棄物排出事業場) 委託埋立処分 委託中間処理 (選別, 破碎, 脱水, 焼却等) 再生利用 埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別添2-2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】 別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・施工検討段階で廃棄物の発生抑制に関して指導を行う。 ・工事毎に廃棄物排出抑制等の計画を策定し、支店施工管理部門にて確認指導を実施。 ・現場における産業廃棄物削減目標の設定。 ・管理部門は現場が設定した産業廃棄物削減目標の達成に向けた取り組みを環境パトロール等を通じて指導する。		
②計画	【目標】 別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組をより徹底し効果的な取組とする。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別している産廃の種類：がれき類、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、汚泥、廃油、廃アルカリ ・分別ボックスを設置。設置できない場合は土嚢袋等を用いるなど工夫して分別を実施。 ・施工検討会時に分別方法の検討、分別の徹底・強化を指導。 ・現場における混合廃棄物削減目標の設定。 ・管理部門はパトロール等を通じて分別状況の確認・指導を実施。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別する予定の産廃の種類：がれき類、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、汚泥 ・管理部門はゼロエミッション(最終処分を限りなくゼロに近づける)に向け、分別の徹底をパトロールや教育にて指導する。。 ・その他、現状の取組をより徹底し効果的な取組とする。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和7年度）実績】別添2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・産廃処理委託に関する基本管理フローを遵守し、優良な処理業者の選定に努めるとともに、現場内再利用も促進する。 ・委託契約締結時の中間処理施設、最終処分場の現地確認を実施。特に新規取引業者の現地確認実施の徹底。適正業者確認の上での契約。 ・産廃処理委託に関する勉強会を開催し、法令違反のないように、またトラブル発生を防止する。		

②計画	【目標】別添２－１のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ これまでに取り組んできた内容を、より徹底・強化し、 効果的な取組とする。 ・ 法令遵守、産廃処理委託に関する勉強会の実施。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	東亜建設工業株式会社中国支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
-------------	----------------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	0	0									0	0	0	0	0	0				
	廃油	0	0									0	0	0	0						
	廃酸																				
	廃アルカリ	0	0									0	0	0	0	0	0				
	廃プラスチック類	32	25									32	25	31	25	3	20				
	紙くず	3	2									3	2	3	2	3	2				
	木くず	27	20									27	20	19	20	27	20				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	1	1									1	1	1	1	1	1				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず																				
	鋸さい																				
	がれき類	2,062	1,500									2,062	1,500	1,478	1,400	2,044	1,500				
	混合廃棄物	83	50									83	50	17	40	0	30				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		2,210	1,598	0	0	0	0	0	0	0	0	2,210	1,598	1,551	1,488	2,079	1,573	0	0	0	0

別紙2-2 廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書(補足)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(中国支店管理体制図)

